デジタル放送推進のための行動計画

(第8次)

2007年11月30日

地上デジタル推進全国会議

第一部 総論

I	2	基本的考え力	•	•	•	ı
	1.	デジタル化完了の最終段階				
	2.	行動計画の意義				
	3.	カバー状況と普及状況				
	4.	地上デジタルテレビ放送への移行の意義				
	5.	全視聴者のデジタル化対応				
	6.	第8次行動計画				
Π	ı	中継局・市町村別ロードマップの策定・公表及び着実な実行	•	•	•	5
	1.	中継局ロードマップ				
		市町村別ロードマップ				
	3 .	ロードマップの更新				
	4 .	デジタル混信の対策				
		デジタルテレビ放送受信機器の普及促進	•	•	•	6
		地上デジタルテレビ放送受信機器の普及目標				
		3波共用受信機器の普及促進				
	3.	ケーブルテレビの普及目標				
						4 -
		周知·広報活動等の推進 - サトト ト デジム ル ニ ト ドキトンジの 差の タ 並 ス トc ウ ト ト ト B 切 c おびの # #	•	•	•	15
		地上デジタルテレビ放送の着実な普及に向けた周知広報等の推進				
		個人情報の適正な取扱いに関する取組の推進				
	3.	いわゆる「悪質商法」への対応				
τ <i>τ</i>		今国展問に向けた環接数件	_	_		20
V	- 3 -1	全 国展開に向けた環境整備 アナログ周波数変更対策	•	•		20
	า. ว	アプログ同波致変更対象 設備投資促進のための環境整備				
		設備投資促進のための環境整備 公設型の光ファイバー網の活用				
		会設型の元ファイバー網の活用 補完措置の活用				
		#元疳直の活用 アナログテレビ放送終了に向けたステップ				
	Ο .	, , ロッ , レロ双达於 」に呼げた人 デッフ				
VI		おわりに				22
		地域レベルでの連絡推進体制の構築			•	
		次期行動計画とフォローアップ				

第二部 各主体が取り組むべき事項

I 政府	• • • 23
1. 周知·広報	
2. 共聴施設への対応	
3. ギャップフィラーの制度化	
4. デジタル混信の対策	
5. 税制等の措置	
6. 中継局整備の支援	
7. アナログ放送の終了計画等	
8. 地域レベルの相談・対策体制の整備	
9. 衛星によるセーフティネット	
10. コンテンツ振興	
1 1. 簡易で低廉なチューナーが流通する環境整備	
12. 受信機器購入に対する支援	
13. 公共施設のデジタル化	
14.廃棄・リサイクル対策	
1 5 . 「悪質商法」対策	
16.関係業界への働きかけ	
Ⅱ 地上デジタルテレビジョン放送事業者	27
1. 放送エリアカバー	
2. 周知・広報活動等	
3. 地上デジタルテレビ放送の受信相談等	
4. 地上デジタルテレビ放送の特長を活かした放送サービスの充実	2
5. IP同時再送信の再送信同意	
6. 共聴施設のデジタル化に伴う区域内再送信同意の簡素化	
7. 共聴施設の改修	
8. アナログ放送の終了計画等	
9. 衛星によるセーフティネット	

Ш	社団法人デジタルラジオ推進協会	30
IV	BSテレビ放送事業者	• • • 30
V	CSテレビ放送事業者	• • • 31
VI	ケーブルテレビ事業者	• • • 31
VII	受信機メーカー	• • • 33
1	. より低廉で多様な受信機の開発・普及の推進	
2	. すべての視聴者にとって使いやすい受信機等の推進	
3	. 購入者の理解の促進	
4	. アフターサービスの充実	
5	. アナログテレビのリサイクル対策への取組	
6	. 需要量に的確に対応した供給	
VIII	販売店	• • • 34
1	. 人材育成	
2	. 購入者への説明の徹底	
3	. アフターサービスの充実	
4	. デジタル放送のメリットが体感できる機会の提供	
5	. 工事業者等と連携した計画的工事の促進	
6	. アナログテレビのリサイクルへの取組	
IX	地方公共団体	36
1	. 周知・広報活動等	
2	. 自治体施設を原因として設置された共聴施設への対応	
3	. 辺地共聴施設等への対応	
4	. 地方公共団体施設のデジタル化	
5	. 受信環境把握への協力	
6	. アナログテレビの適正廃棄・リサイクルへの協力	
7	. デジタル化に便乗した悪質商法への対策への協力	
8	. 地方公共団体としての立場からの適時の提言等	

資料

(資料1)	2011年に地上デジタルテレビ放送への完全移行を確実に	=実施する
	決意の表明	41
(資料2)	受信形態別の周知・働きかけの方法と費用負担のイメージ	42
(資料3)	関係省庁による連携が必要と想定される課題の例	• • • 43
(資料4)	第7次行動計画策定以降の取組と第8次行動計画策定以降の)取組予定
		44
(資料5)	地上デジタルテレビ放送関連団体の役割等	• • • 45

■「デジタル放送推進のための行動計画」について ■

- ・総務大臣の懇談会である「ブロードバンド時代における放送の将来像に関する懇談会」において策定。 (第1次行動計画:2002年6月、第2次行動計画:2003年1月、第3次行動計画:2003年4月)
- ・2003年5月に同懇談会の提言を受けて「地上デジタル推進全国会議」が設立され、本行動計画を承継。 (第4次行動計画:2003年10月、第5次行動計画:2004年12月、第6次行動計画:2005年12月、 第7次行動計画:2006年12月)

Ⅰ 基本的考え方

1. デジタル化完了の最終段階

地上テレビジョン放送については、アナログ周波数変更対策等の準備段階、各放送事業者のデジタル親局開局等の普及段階を経て、アナログ放送の終了期限まで3年8ヶ月を切り、デジタル化を完了するための最終段階に入っている。

これまで、2011年7月までにアナログ放送を終了しデジタル放送に完全移行することを前提として、さまざまな取組が行われてきたところであり、その結果、視聴者の理解も深まり地上デジタルテレビ放送が視聴可能な世帯数も順調に上昇しているが、デジタル化を完了するための最終段階に入ったことを踏まえ、2011年7月までにアナログ放送を全国で確実に終了できるよう、あらゆる関係者が不退転の決意で、万全かつ徹底した取組を行う必要がある。

2. 行動計画の意義

「デジタル放送推進のための行動計画」は、デジタル放送に関わるあらゆる関係者が一体となって、国をあげて取り組むべき課題である地上放送のデジタル化を強力に推進していくための基本計画である。関係者が共通の認識を持つとともに、各主体の役割を明確にし、それぞれが計画に従って主体的に努力することを目的として策定するものであり、これまで7次にわたり策定されてきた。

3. カバー状況と普及状況

各関係者が、第7次までの行動計画に定められたそれぞれの役割を推進しつつ、相互に連携・協力して取り組んだ結果、当初計画通り、2006年12月1日までに、全国全放送局の親局で地上デジタルテレビ放送が開始され、本年末で全世帯に対する地上デジタルテレビ放送のカバー率は、92%となる。

また、デジタル受信機を所有している世帯は2007年3月時点で約1,400万世帯(総務省調査)であり、デジタル受信機出荷台数も2007年10月末までの累計で約2,725万台(JEITA、日本ケーブルラボ調べ)に達するなど、地上デジタル放送は、第7次行動計画の普及目標に沿って普及している状況である。

4. 地上デジタルテレビ放送への移行の意義

(1) 地上デジタルテレビ放送への移行の経緯

そもそも地上デジタルテレビ放送は、2001年の電波法改正並びに放送普及基本計画及び放送用周波数使用計画の変更により、国の政策として導入が決定された。 これは、アナログテレビ放送を受信していた世帯がデジタルテレビ放送に移行する ためには、一定の負担がかかることとなるものの、21世紀において、日本が、世界で最先端のICT国家としての高度な情報通信の基盤を構築することにより、国民一人一人が高度情報通信技術のメリットを享受できるようにすることが必要と判断されたためである。

(2) 視聴者にとってのメリット

デジタルテレビ放送は、迫力ある画像や音響によるテレビ番組を送ることができるだけでなく、アナログテレビ放送では実現困難であった種々の新しいサービスが簡単なリモコン操作で可能となる。データ放送により、ニュース、天気予報をはじめとする様々な情報をリアルタイムに入手でき、また、テレビ番組と連動することにより新たな形の番組を視聴者に送り届けることが可能となる。字幕放送が標準装備されるなど、高齢者や障害者にやさしいサービスの充実も期待されている。

携帯端末向けサービス(いわゆる「ワンセグ」)は、屋外や移動中でもテレビの 視聴を可能とし、新たなサービスや新しいライフスタイルをもたらすものである。 特に、これらのデータ放送や携帯端末向けサービスは、災害時にきめ細かな災害 情報を送り届けたり、避難中にも情報を入手できるようにしたりするなど、公共的 な分野で新たなサービスの提供に寄与することが期待されている。

5,000万世帯に広く普及している身近で簡便な情報端末であるテレビのデジタル化により、テレビが、より便利で使いやすいICT端末となり、家庭におけるICT社会へのゲートウェイとなる。ブロードバンドゼロ地域解消に向けた取組も進められており、このような取組と合わせ、都市部も過疎地も格差のない情報インフラの構築が期待されている。

(3) 周波数の有効利用

また、周波数の逼迫している日本において、地上放送のデジタル化は周波数の有効利用にもつながる。デジタル化完了後は、アナログテレビ放送時に使用していた周波数のおよそ65%に効率化が図られ、残りの周波数は、周波数ニーズの高まっている他の用途に振り向けられることになる。具体的には、①需要の増大により周波数の確保が必要となる携帯電話等の「電気通信」、②移動体向けのマルチメディア放送等、テレビジョン放送以外の「放送」、③安心安全な社会の実現等のためにブロードバンド通信が可能な「自営通信」、④より安全な道路交通社会の実現に必要な「高度道路交通システム(ITS)」の4つの用途に用いられることが、情報通信審議会情報通信技術分科会電波有効利用方策委員会報告書(2007年6月)で示されている。

(4) 国際競争力の強化

ひるがえって、世界に目を移せば、2000年代初頭を中心に、欧米の18か国

でデジタルテレビ放送が開始されており、アジア諸国でも順次デジタルテレビ放送が開始され、又は開始される予定である。本年12月には、ブラジルで日本方式を基礎とした放送方式によるデジタル放送の開始が予定されており、南米諸国でもデジタルテレビ放送導入の動きが進んでいる。テレビ関連機器の世界シェアを見れば、例えば、プラズマテレビ、液晶テレビ、DVD録再機など、いずれも日本企業が50%前後のシェアを占めている。放送のデジタル化により、ますます日本の関連産業の国際競争力が強化されるとともに、通信・放送の融合・連携を活かしたデジタルコンテンツの制作・国際的流通、新規ビジネスや雇用の創出など、大きな経済波及効果があるものと期待される。

5. 全視聴者のデジタル化対応

デジタルテレビ放送にあまり関心をもっていない方や関心があってもデジタルテレビ放送の受信に未対応の方々も未だ多い状況であるが、これらの方々を含め、 デジタル放送に完全移行するためには、アナログテレビ放送を現在視聴しているす べての方々に、デジタル対応の準備をしていただくことが必要となる。

これを実現するためには個々の視聴者の視聴状況に合った周知と適切な助言が 必要となる。

6. 第8次行動計画

(1) 地上デジタルテレビ放送完全移行を確実に実施する決意の表明

第8次行動計画では、以上のような課題・現状を踏まえ、残された期間の中で、関係者がそれぞれ実施すべき事項とそのスケジュールをとりまとめるとともに、2011年7月までにアナログ放送が円滑かつ確実に終了し、完全デジタル化ができるよう、全力で取り組むことを関係者の総意としてあらためて決意表明する(別添資料1「2011年に地上デジタルテレビ放送への完全移行を確実に実施する決意の表明」参照)。

(2) 共聴施設対策の強化

共聴施設(辺地共聴施設、都市受信障害対策共聴施設¹及び集合住宅共聴施設)のデジタル化に当たっては、共聴施設を利用している視聴者その他関係者の理解・合意を得る必要があるなど、戸建て住宅の個別アンテナで地上デジタルテレビ放送を直接受信する場合よりも多くの手続きが必要となり、改修計画の検討から改修の実施までに時間を要することから、地上デジタルテレビ放送への完全移行の際の大きな課題になると考えられる。

そこで、共聴施設については、工事時期の平準化の観点からも、計画的な改修・整備の一層の促進が不可欠であり、早期に総合的・重点的な対策を講じることが求められている。

このため、共聴施設対策をより一層強化していくこととし、共聴施設設置者等へ

¹ 建築物その他の建造物による受信障害対策を目的として設置された共聴施設

の働きかけを行う実施主体を明確にして、計画的に取り組んでいく必要がある。

(3) 取組にあたっての視点

①送信環境の整備

地上デジタルテレビ放送の伝送については、今後とも、地上波中継局によることが原則である。一方、2011年7月のアナログ終了期限まで3年8ヶ月足らずという限られた期間であることも踏まえ、従来からのケーブルテレビに加え、ギャップフィラーやIP網の活用等、伝送路に関する視聴者の選択肢について可能な限り多様化を図りつつ、アナログテレビ放送終了の前に時間的余裕をもって、すべての視聴者にデジタルテレビ放送を送り届けるインフラ整備を完了させることが必要である。また、上記のような努力を尽くしてもなお、2011年までに地上デジタルテレビ放送が送り届けられない世帯については、暫定的に緊急避難的な措置として、衛星により地上デジタルテレビ放送の番組を送り届ける(以下「衛星によるセーフティネット」という。)検討を進める。

②受信環境の整備

デジタル放送のカバーエリアが拡大するに伴い、今後は、これまで以上に受信環境整備が重要になることから、当全国会議に参加する関係者をあげての取組が必要である。

そこで、地上デジタルテレビ放送に関する周知・広報を一層徹底し、視聴者の理解を深めるとともに、視聴者がデジタル放送の受信を円滑にできるよう、関係者の役割や必要経費の負担者を明確にした上で取り組む必要がある。例えば、居住形態、受信形態別に対応の役割分担や施設改修のための必要経費の負担者を整理すると、別添資料2「受信形態別の周知・働きかけの方法と費用負担のイメージ」のようになる。今後、関係者間で、このような役割等をさらに具体化し、公表し、視聴者の理解を深めていくことが必要である。特に、(2)で記述したとおり、共聴施設対策が喫緊の課題であり、集合住宅や都市受信障害対策共聴施設を含めて、共聴施設対策の強化に取り組み、受信環境整備の促進を図る必要がある。

また、デジタル受信機の普及にも取り組む必要がある。受信機器の機能や価格に関する視聴者のニーズは多様である。地上デジタルテレビ放送の視聴者側の受信環境整備を推進するためには、こうした多様なニーズに応えた受信機器の流通と周知広報、その他の対応が不可欠である。

さらに、これまでアナログ放送を視聴していた世帯が、経済的な困窮度が高いためにデジタル放送が視聴できなくなるような場合を想定し、支援を行うことを検討する。

③視聴者の理解の醸成

これまでの「知っている」という段階から「理解し、行動する」という段階にあることを踏まえ、デジタル受信機器購入、アンテナ工事、共聴施設の改修等デジタル放送対応のために必要な具体的行動について、視聴者の理解を深めるとともに行動を促進するための施策を展開していくことが不可欠である。

Ⅱ 中継局・市町村別ロードマップの策定・公表及び着実な実行

1. 中継局ロードマップ

いわゆる「ハード・ソフトー致」の原則が採られている現行制度の下では、デジタル親局及び中継局の全国整備は、基本的にはデジタルテレビ放送局の免許主体である放送事業者の責務である。具体的には、アナログテレビ放送時に、放送事業者の送出する電波でカバーされていた視聴世帯については、デジタルテレビ放送局の免許主体である放送事業者の自助努力によって、アナログテレビ放送時の100%がカバーされるべきである。こうした責務や、視聴者に対する説明責任の観点から、放送事業者は、遅くとも2010年内には送信環境整備を完了することが物理的に可能であることを、早期に提示することが必要である。

このような観点から、全国地上デジタル放送推進協議会は放送対象地域及び放送事業者毎に、「中継局リスト」(中継局名及び開局時期)を策定し、当全国会議が、第6次行動計画(2005年12月)において公表した。また、各放送事業者毎に、その放送エリアを視覚的に認識することを可能とする「地上デジタルテレビ放送のエリアのめやす」を2006年3月に作成した。第7次行動計画(2006年12月)では、これらの資料(「中継局ロードマップ」)を更新し公表した。

2. 市町村別ロードマップ

総務省及び全国地上デジタル放送推進協議会では、第7次行動計画で更新した「中継局ロードマップ」を踏まえて、2007年9月に、視聴者や地方公共団体等の参考として、暦年毎に視聴可能となる世帯数や2011年時点でデジタル放送が受信できない世帯数等を市町村別に示したリストを公表するとともに、視聴可能となるエリアを都道府県毎の地図に示した資料を公表し、これらの資料(「市町村別ロードマップ」)について、地方公共団体に対して説明を行った。

3. ロードマップの更新

中継局ロードマップについては、全国地上デジタル放送推進協議会において、今後とも見直しを続け、アナログテレビ放送時の放送エリアカバーの100%達成に向けその精度を高めていくこととし、国による中継局整備等の支援措置の状況も踏まえ、

①「検討中」の中継局でカバーされる予定の地域、 及び

②アナログ放送時に中継局によりカバーしてきた地域で、共聴施設等によりカバーする計画となっている地域

について、2010年までに放送事業者が責任を持って取り組むことを旨として、 2008年3月を目途に、「中継局ロードマップ(第3版)」を公表する。

また、全国地上デジタル放送推進協議会において、2008年6月を目途に、中継局ロードマップの見直しを踏まえて、市町村別ロードマップのフォローアップを行うとともに、現在アナログ中継局を受信している地域がデジタル放送を受信する際に対応するデジタル中継局が分かる資料(「デジタル・アナログ中継局対比表」)を作成・公表する。

さらに、小規模なデジタル中継局で使用されるチャンネルの情報については、共 聴施設のデジタル化改修等に必要不可欠なものであることから、2008年6月ま でにチャンネルの計画が分かる資料(「デジタル中継局チャンネル予定表」)を公表 するとともに、更新情報も定期的に公表する。

4. デジタル混信の対策

デジタル放送とアナログ放送のサイマル期間の周波数逼迫状況においては、他の放送局からの電波による混信のためにデジタル放送を良好に視聴できない現象(デジタル混信)が起こる場合があり、これらの現象は既に一部の地域で発生している。 このデジタル混信は、今後、中継局整備が進展するにつれて拡大する可能性があることから、混信発生実態を把握しつつ、関係者の協力により混信対策用中継局の設置や送信周波数の変更などの具体的対策を進める必要がある。

Ⅲ デジタルテレビ放送受信機器の普及促進

1. 地上デジタルテレビ放送受信機器の普及目標

地上デジタルテレビ放送を受信可能なテレビ等の普及目標については、次のとおりとし、引き続き、国、放送事業者、メーカー、販売店等の関係者が一丸となって たゆまぬ努力を行う。

特に、2008年には、地上デジタルテレビ放送受信機器が一層普及するための 牽引役として期待される「北京オリンピック」が開催される予定であり、この機会 を最大限活用して、普及促進に取り組む。

(1)普及目標の対象

現在の地上アナログテレビ放送の視聴環境を維持する観点から、「家庭内で地上デジタルテレビ放送をアナログテレビ放送以上の画質や同等の機能で視聴するた

めに用いられる機器」を普及目標の対象とする。現時点では、以下のような機器 が該当する。

- ① 地上デジタルテレビ放送受信機能を持つテレビ受信機
- ② アナログテレビ受信機に接続された地上デジタルチューナー
- ③ アナログテレビ受信機等に接続された地上デジタルテレビ放送受信機能を 持つ録画機
- ④ ケーブルテレビ経由で地上デジタルテレビ放送を視聴できるセットトップ ボックス
- ⑤ 地上デジタルテレビ放送受信機能を持つパソコン など

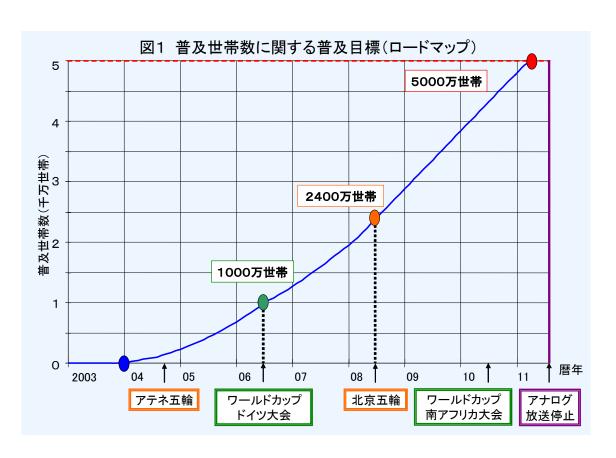
今後の放送サービスの多様化、視聴形態の多様化とも相まって視聴に用いる機器も多種多様なものとなっていくことが想定される。特に、デジタルテレビ放送の特長を十分に享受できる機能を有した受信機器の普及に加え、消費者が求めやすい、小型、低廉な機器の多様化・普及について検討を行っていくことが重要である。

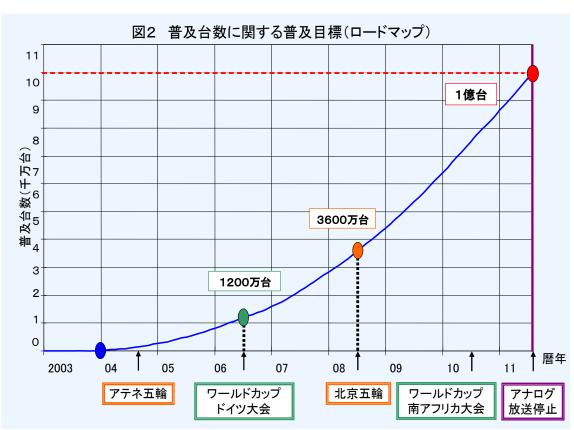
さらに、保有するアナログテレビ受信機を利用し続けることを希望する視聴者のために、地上デジタルテレビ放送を視聴するための最小限の機能を有する簡易で低廉なチューナーの流通が必要である。なお、このようなチューナーの流通にあたっては、呼称や機能表示の在り方について視聴者の混乱を避ける観点から留意する必要がある。

(2)設定する普及目標

第8次行動計画では、第7次行動計画における目標と同じく、以下の目標を掲げて、その実現に向けて着実に取り組むこととする。

- ① 普及世帯数に関する目標(図1)
 - i) 最終普及目標
 - 2011年4月までに、全世帯(5,000万世帯)への普及(世帯普及率100%)
 - ii) 当面の普及目標
 - 2008年8月の北京オリンピックの時点において2,400万世帯への普及
- ② 普及台数に関する目標(図2)
 - i) 最終普及目標
 - ・ 地上アナログテレビ放送の停止の期限(2011年7月24日)までに1億台の普及
 - ii)当面の普及目標
 - 2008年8月の北京オリンピックの時点において3.600万台の普及





(3) 普及状況の把握

2011年の円滑なアナログテレビ放送終了という観点から、普及状況の把握はますます重要性を増しているという認識の下、2007年度においては、関係

者の協力を得て、総務省が引き続き以下について調査を実施する。

- ① 地上デジタルテレビ放送視聴可能な世帯及び受信方法²
- ② 世帯における地上デジタルテレビ放送視聴可能受信機の台数
- ③ 地上デジタルテレビ放送受信機の視聴実態

また、従来把握してきた出荷台数等に加え、上記の内、特に地上デジタルテレビ放送の視聴状況については、より効率的かつ適時の把握方法について、全国地上デジタル放送推進協議会等において、関係者が協力して具体策を検討し、早期に実施可能なものについては2008年度から実施する。

特に、アナログ放送終了に向けて重要な指標である世帯普及率について、地域 毎の達成率が把握出来る調査手法を検討し、早期に実施に移していく。

さらに、ケーブルテレビ事業者や地方公共団体等の協力のもと、地域毎のデジタル化の進捗度合いについても効果的な把握・調査手法を確立していく必要がある。

(4) 普及方策の検討

① 受信機器の多様化・低廉化に関する最近の動き

関係者一体となった努力の結果、受信機器全体としての価格の低廉化が進み、10インチ台の小型デジタルテレビ、とりわけ実売4万円台の地上デジタル対応液晶テレビも登場している。一方、フルハイビジョン対応や、動画をより滑らかに表現する倍速表示等、高機能な薄型テレビが増えるとともに、次世代ディスプレイとして超薄型の有機ELテレビを本年内に発売する計画が発表されるなど、受信機器の一層の多様化が図られ、以下のように多くの成果が、視聴者の目に見える形で実現したと評価し得る。

また、2006年4月にスタートしたワンセグは、地上デジタルテレビ放送の特長を活かしたサービスの一つであり、放送開始から約1年4か月で対応携帯電話が1,000万台を突破するなど、急速に普及が進んでいる。

- i) デジタルテレビ放送受信機全体として、着実な価格の低廉化の傾向が 見られる。(図3、図4)
- ii) 地上デジタルテレビ放送受信機は、ほぼ 1 インチ 5 , O O O 円の価格 が実現。
- iii) 2006年夏に13インチの地上デジタルテレビが登場。本年も10 インチ台の小型デジタルテレビが複数機種発売。
- iv) データ放送受信機能を省略したハイビジョン対応地上デジタルチューナーが、2万円を切る価格で発売。
- v) 本年9月末現在で「ワンセグ」搭載携帯電話の累計出荷台数が1,3

² ケーブルテレビ経由又は直接受信等。

99万台(JEITA調べ)に到達。

vi) 2006年12月以降、地上デジタル音声放送に対応した携帯端末が 出荷され、既に100万台³を突破。

地上デジタルテレビ放送受信機のネット販売価格例⁴

(2007年11月第1週現在:事務局調べ)

液晶13型	液晶20型	液晶26型	液晶37型
約5.4万円	約6.0万円	約9.4万円	約12.8万円

液晶37型	(2003年9月)	(2004年7月)	(2005年11月)	(2006年11月)	(2007年11月)
の価格推移	約76.0万円 →	約55.0万円 →	約31.9万円 -1	▶ 約21.8万円 →	▶ 約12.8万円

^{3 2007}年6月: KDDI(株)と沖縄セルラー(株)の発表による。

⁴ 大手量販店数社のネット販売による各型式における最低販売価格(事務局調べ)。これは店頭販売価格ではない。また、 受信に必要なアンテナ等施工、設置に伴う費用は含まれていない。

図3 地上デジタルテレビ放送受信機のネット販売価格例の推移5

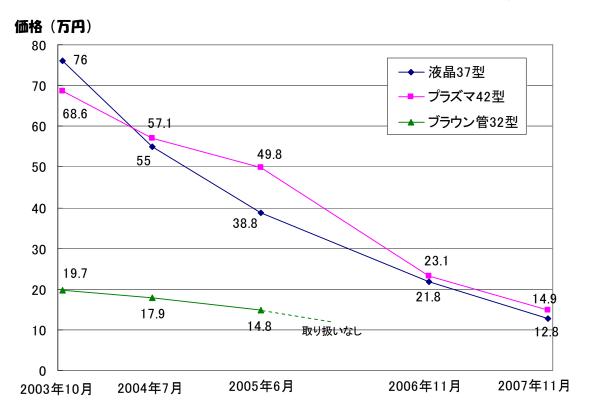
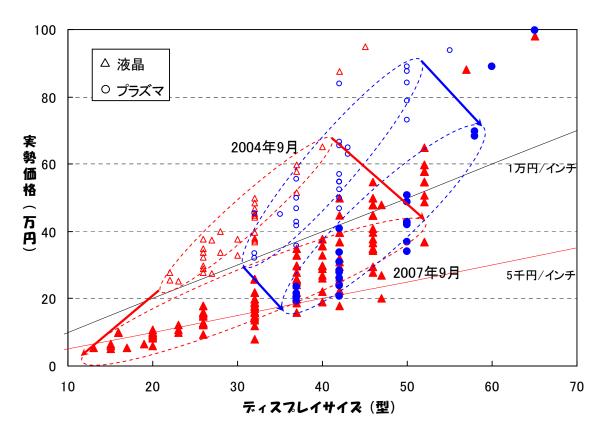


図4 地上デジタルテレビ放送受信機の価格帯推移6



② 取り組むべき課題

⁵ 大手量販店数社のネット販売による各型式における最低販売価格(事務局調べ)。これは店頭販売価格ではない。また、受信に必要なアンテナ等施工、設置に伴う費用は含まれていない。

⁶ 大手量販店ホームページより。

- i) 視聴者一人一人のデジタルテレビ放送に対する関心や、受信機器の機能に関する様々なニーズに対応する観点から、これまでにも増して、更なる価格の低廉化、機能面の多様化を図る必要がある。また、今後は、多様な形態と機能を有した受信機器の普及が進んできていることから、購入する方が、受信機器の機能について十分な理解をした上で購入できるような取組が必要である。これまでも、例えば、販売店において表示する機能を比較しやすい一覧表にする等の取組が行われてきているが、今後とも引き続き、視聴者に理解しやすい表示の検討、最低限表示すべき項目の検討等を行っていく必要がある。
- ii) アナログ受信機器の廃棄・リサイクルへの対策については、廃棄・リサイクルされる機器に応じて適切な対策を講じることが重要であるが、併せて、アナログテレビ受信機をそのまま活用できる地上デジタルチューナーや地上デジタルテレビ放送受信機能を持つ録画機、ケーブルテレビ用セットトップボックス等の普及に取り組むことにより、アナログテレビ受信機器が2011年以降も使用できるようにし、その廃棄量の増加の抑制・廃棄時期の平準化等を推進することも重要である。そのために、これらの機器を購入すればアナログ受信機器をそのまま活用可能であることを視聴者に周知する取組が必要である。

また、地上デジタルチューナー等の更なる低価格化が望まれる。

なお、現在、家電リサイクル法に基づき、ブラウン管式テレビ受信機を廃棄する場合には、大手家電メーカーの例では2,835円のリサイクル費用と小売業者の収集・運搬に要する費用が必要となっているが、リサイクル費用の透明化や低減等について関係者間において検討すべきとの議論が進められている。

iii) 地上デジタルテレビ放送を視聴するためには、デジタルテレビ放送の 受信機器の購入・設置のみで視聴可能な場合も多いが、一方で、第7次行動計画等で指摘されているとおり、これらの機器以外のアンテナやブースター等の機器が必要となる場合があり、その情報を的確に提供していくため、ポスター、リーフレット等の国が行う周知広報において具体的な情報を提供するとともに、放送番組によるきめ細かな情報提供にも力を入れていく必要がある。例えば、これまでVHF帯プの放送のみを受信していた場合には、UHF帯ペに対応したアンテナプへの交換が必要となり、受信する電

^{7 1}チャンネル~12チャンネル。

^{8 13}チャンネル~62チャンネル。

⁹ 実勢価格約3,600円~。

波の強さ等によっては、高性能なアンテナやブースター¹⁰の設置が必要となる場合がある。このようなアンテナやブースターの交換・設置には基本的に工事費が必要となる。デジタルテレビ放送を受信できるようにするためには、どのような対応が必要で、そのためにどの程度の費用がかかるのかの目安について、主要な世帯パターンを例示するなど、消費者に分かりやすく示していくことが必要である。

第7次行動計画を受け、このような情報について総務省及び社団法人デジタル放送推進協会(以下「Dpa」という。)では、周知用のパンフレットやリーフレットを作成し情報提供に努めてきたが、一層の理解促進を図るため、そのパンフレットの内容をより分かりやすく改善していく他、当全国会議関係者一体となった行動強化を図る。

なお、デジタルテレビ放送受信機器の更なる普及のためには、きめ細かな周知広報活動が重要であり、「IV 周知広報活動等の推進」で記述する内容に積極的に取り組むことが必要である。

以上を改めて認識した上、受信機器の更なる低廉化・多様化と、これを通じた受信機器普及の目標達成に向け、国、放送事業者、メーカー、販売店等当全国会議の全ての構成員が一丸となって、引き続きたゆまぬ努力を行う。その結果、現在の受信機器全体の低廉化傾向が更に促進され、デジタルテレビ放送の特長を十分に享受できる受信機器が更に低廉化するとともに、低価格のチューナーや10インチ台の小型受信機、地上デジタル対応パソコン、ワンセグ対応携帯電話等今後更に多様化の進む視聴ニーズに対応した製品の普及を一層推進する必要がある。

2. 3波共用受信機器の普及促進

3 波共用受信機およびパラボラアンテナ等の受信機器の普及促進に積極的に取り 組む。

受信機器市場では、地上デジタルテレビ放送に加えてBSデジタルテレビ放送と 1 1 0 度 C S デジタルテレビ放送の受信も可能な 3 波共用受信機器が中心となって おり、今後もデジタルテレビ放送全体の普及を牽引していくことが予想されるため、地上・BS・1 1 0 度 C S の関係者が一体となった、より効果的な普及促進活動を 展開する必要がある。特に、2011年時点で、地上デジタルテレビ放送が受信できない地域では、衛星により地上デジタルテレビ放送の番組を受信できるようにする(衛星によるセーフティネット)予定であり、将来地上デジタル放送が地上波で 受信できるようになった場合でも 3 波共用受信機であれば、同じ受信機で引き続き 地上デジタルテレビ放送を受信できることから、こうしたメリットを十分にご理解 いただくためのわかりやすい周知広報に取り組む必要がある。

¹⁰ 電波を増幅する機器。実勢価格約5,000円~。

なお、BSアナログテレビ放送についても地上アナログテレビ放送と同様に2011年までに終了することとされている。3波共用受信機の普及状況など、BSアナログテレビ放送受信者のデジタル移行も地上デジタルテレビ放送への移行と裏腹の関係にあることから、「BSアナログテレビ放送終了に関する検討」、「BSデジタルテレビ放送移行対策体制の確立」等についても、今後、並行して検討していく必要がある。

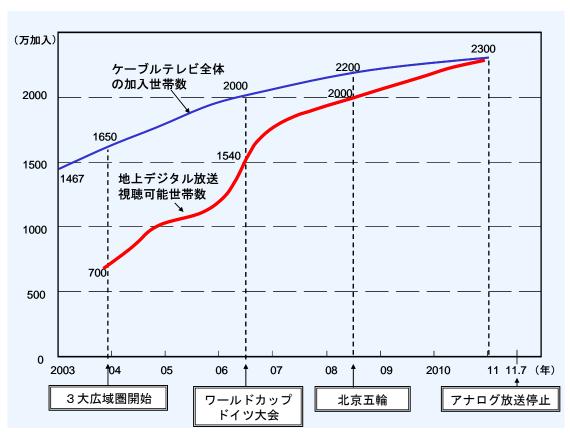
3. ケーブルテレビの普及目標

(1) 普及目標の考え方

ケーブルテレビによる地上デジタルテレビ放送の普及目標については、トランスモジュレーション方式¹¹又はパススルー方式¹²のデジタル再送信によって視聴可能となる世帯数を目標として設定する。

(2) 設定する普及目標

- ① 最終普及目標
 - ・2011年初頭までに、ケーブルテレビの全加入世帯13において視聴可能
- ② 当面の普及目標
 - ・2008年8月の北京オリンピックの時点において、全国のケーブルテレビ加入世帯のうち2,000万世帯で視聴可能



¹¹ 電波で受信した放送を、ケーブルテレビの伝送に適した変調方式に変換して伝送する方式。

¹² 電波で受信したままの変調方式で伝送する方式。同一周波数パススルーと周波数変換パススルーがある。

¹³ 予測:最大約2,300万世帯。

Ⅳ 周知・広報活動等の推進

1. 地上デジタルテレビ放送の着実な普及に向けた周知広報等の推進

地上デジタルテレビ放送の視聴可能地域が限定されていた当初の周知広報は、先行的なユーザによる普及の牽引に期待する取組を中心に進めてきた。第8次行動計画では、地上デジタルテレビ放送のエリアの広がりを踏まえ、第7次までの行動計画に引き続き、幅広い視聴者層に対し、具体的な受信方法等を提示することによって普及を促進する周知広報活動を進めていくこととする。また、デジタルテレビ放送への全面移行まで3年8ヶ月を切ったこと及び2008年半ばにはデジタルテレビの世帯普及率が50%に達する見込みであること等を踏まえて、今後は、テレビ放送に対する関心やニーズも異なるより幅広い視聴者層を想定し、年齢層や、直接受信・共聴受信・ケーブルテレビ経由等の視聴方法等に応じたきめ細かな周知広報活動を地域別に展開していく必要がある。

地上デジタルテレビ放送に関する周知広報活動の推進にあたっては、関係者も多岐に渡り、また、2011年までに集中して実施するものであることから、関係者の連携と役割分担の下、効果的・計画的に行う必要がある。

このため、第7次行動計画に基づき改定した「地上デジタル放送の普及促進のための周知・広報計画」(2007年2月)を、情報通信審議会「『地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割』についての第4次中間答申」(以下「第4次中間答申」という。)の提言も踏まえて、2007年度中に改定する(第二部の「政府」及び「地上デジタルテレビビジョン放送事業者」の取り組むべき事項参照)。

今後の周知広報活動については、この新たな周知・広報計画を具体化する取組を 進めていくこととするが、2008年においては、地上デジタルテレビ放送の着実 な普及を図るため、政府、放送事業者、ケーブルテレビ事業者、受信機メーカー、 販売店、地方公共団体等の関係機関の連携を引き続き強化しつつ、特に以下の事項 に重点を置き、周知・広報及び普及に向けた活動を強力に推進することとする。

(1) 基本的考え方

周知広報の内容については、これまでのアナログテレビ放送がデジタルテレビ 放送に変わることの周知から、デジタル化への移行にあたって、具体的に視聴者 にどういう対応をしていただかなければならないかといったデジタルテレビ放送 の受信方法及び受信に必要な具体的対応の周知に重点を移す。特に、2011年 7月24日までにアナログテレビ放送が終了し、それ以降はアナログ受信機器の みではテレビ放送が視聴できなくなることをより前面に、かつ明確に訴求するものとする。

また、2008年8月までに公表予定のアナログ放送終了のための計画が明らかになった際には、このような情報についても適切に視聴者に伝えていくこととする。

(2)幅広い視聴者を対象とした周知広報

地上アナログテレビ放送を2011年までに終了することについての認知度は、2007年3月時点で60%となり、2006年3月時点(32%)に比べて、 大幅に上昇しているが、さらにこれを引き上げる必要がある。

また、認知していただくだけではなく、理解し行動をおこしていただくための 周知広報が必要であり、このため、地上デジタル放送移行に関する政策的意義も 含め、視聴者に理解し行動していただくための周知広報活動を、引き続き総務省 が中心となり、関係者が一体となって推進する。

- ① 放送番組において地上デジタル放送の受信方法等を具体的に紹介する等、放 送事業者による地上デジタル放送を促進する番組を可能な範囲で制作・放送。
- ② 放送事業者の協力を得て、情報番組やスポットによる2011年アナログテレビ放送終了告知の推進。
- ③ 幅広い視聴者を対象とした、ポスター・リーフレットや政府広報等による 広報の推進。
- ④ Dpa、受信機メーカー・販売店等の協力を得て、終了告知シール貼付等によるアナログ受信機器・録画機器の購入者への2011年アナログテレビ放送終了告知の徹底。
- ⑤ 地方公共団体の協力を得て、自治体広報紙等での広報の推進やイベント等 を活用した総務省パンフレット等の地域住民への配布。

(3) 視聴形態に応じた周知広報内容の充実

アナログテレビ放送終了期限までの3年8ヶ月足らずの間に、視聴者に具体的なアクションをとっていただくためのきめ細かな周知広報を行うため、特に、以下の点に重点をおく。

- ①辺地共聴施設、都市受信障害対策共聴施設及び集合住宅共聴施設による共同 受信、戸建て住宅での直接受信等の受信形態に応じて、デジタル化のために 必要な手続きが異なること、及び共聴施設については戸建て住宅よりも煩雑 な手続きが必要であり、デジタル化に対応するために時間を要することを踏 まえ、工事時期の平準化の観点からも、当該施設の設置者、共聴の視聴者等 に対して周知を図る。
- ②また、地上デジタルテレビ放送の受信機器や対応チューナーに加え、アンテ

ナやブースターの更改等が必要となる具体的なケースやその費用について、 放送事業者、受信機メーカーに加え、アンテナ等の機器メーカー、工事業者 等とも協力して周知に取り組む。また、それぞれの視聴者がどのような機器 が必要でどの程度の費用を要するのかについての問い合わせに対応できる よう、下記(4)のとおり受信相談体制の強化に取り組む。

- ③さらに、一般家庭に対する周知広報に加え、ホテルや病院、学校、事業所などのデジタル化を促進するために、各施設関係の業界団体や地方公共団体の協力を得て、それらの施設の管理者等への情報提供に取り組む。
- ④共聴施設や事業用施設への周知にあたっては、関係業界団体の協力を得て実施することが有効であると考えられることから、関係業界団体に協力依頼を行うことを検討する。なお、関係業界団体への協力依頼については、必要に応じて、総務省から関係省庁に協力を要請することを検討する。
- ⑤なお、総務省が行った「地上デジタルテレビ放送に関する浸透度調査(2007年3月)」によると、地上デジタルテレビ放送の視聴状況(22%)と地上デジタルテレビ放送対応受信機の世帯普及状況(28%)に差が生じていることから、デジタルテレビ放送対応受信機を準備していてもデジタル放送を受信するための正確な接続が行われていない状況にある視聴者も想定されるため、上記各周知の取組にあっては、このような状況も十分踏まえた周知方法となるよう工夫する。

(4) 視聴者への受信相談機能の強化

地上デジタルテレビ放送の認知度の向上及び視聴エリアの拡大に伴い、地上デジタルテレビ放送に関する相談件数が飛躍的に増加するとともに相談内容の専門化が進展している。こうした状況に対応するため、これまでの取組とともに以下の事項に重点的に取り組むことにより、受信相談体制の充実・強化を図る。

また、今後、地域特有の問いあわせが増加すると予想されることに鑑み、地域 ごとの受信相談・対策体制を整備する。(2008年度後半に地域レベルの「地域 相談・対策センター」を設置する方向で予算要求。)

① 相談体制の充実

視聴者に対しての主な一次相談窓口である総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター(以下「総務省コールセンター」という。)について、一層の周知・広報を図るとともに、同センターや放送事業者等既存の相談窓口の体制充実を図る。また、地上デジタルテレビ放送についての基本的な相談に対するQ&Aを整備し、相談が多く寄せられると考えられる地方公共団体等の相談窓口にも当該Q&Aを広く配布するとともに、適宜、地方公共団体や視聴者からの要望等に対しての説明会の実施や情報提供を行うことにより、幅広い対応を可能とする。

② 専門相談窓口の明確化と組織化

国、放送事業者、ケーブルテレビ事業者、メーカー、工事業者、販売店等、地上デジタルテレビ放送についての専門相談の担当が期待される機関の窓口及び各機関における担当事項を明確化するとともに、視聴者からの相談が他の相談窓口から担当専門窓口へ的確につながるよう各機関の組織化を図る。例えば、受信エリア、受信方法など地上デジタルテレビ放送全般については、総務省コールセンターで、集合住宅の居住者や共聴施設管理者等からの共聴施設のデジタル化改修に関する問合せについては、日本CATV技術協会で、ケーブルテレビによる地上デジタルテレビ放送受信については、各ケーブルテレビ事業者や日本ケーブルテレビ連盟で、相談を受け付けているところであり、また全国電機商業組合連合会では「デジタル110番」を設置して視聴者からの施工、設置に関する依頼・相談に応じているが、さらにこのような取組の一層の充実を図る。

③ 販売店における相談対応

受信機器購入者との直接の接点であり、購入後の身近な相談先でもある販売店における顧客への地上デジタルテレビ放送に係る正確な情報の提供及び相談に対する対応力の強化を図るため、総務省や放送事業者の協力、販売店に対する研修の充実を図る。

④ インターネット等による情報提供の充実

国、Dpa、放送事業者、ケーブルテレビ事業者、メーカー、販売店等の地上デジタルテレビ放送に関するホームページを通じて、引き続き、中継局ロードマップ、市町村別ロードマップ、デジタル放送が視聴可能なエリア図、ケーブルテレビによる視聴可能エリア、デジタル化対応のために必要な機器・工事等に関する具体的情報等を提供するとともに、自治体広報紙も活用するなど、視聴者がより利用しやすいよう情報提供機能の充実を図る。

また、実際にデジタル受信が確認できた場所を表示した地図を作成・公表し、視聴者自身が、視聴者宅付近での視聴可否をインターネットで調べられるよう、情報提供の方法を検討する。なお、電気店、量販店、アンテナ工事業者など実際にデジタル設置やアンテナ工事を実施する関係者からの情報提供を含め、効果的な情報収集の方法を検討する。

(5) 共聴施設改修等に係る周知広報の推進

共聴施設を利用して地上デジタルテレビ放送を受信するためには、機器の確認・調整や一部改修等が基本的に必要となることから、その費用負担等について共聴施設設置者や視聴者の理解を得ることが重要である。加えて、共聴施設の場合には、施設改修等のために必要な関係者の合意に時間を要することを踏まえて、地上デジタルテレビ放送への対応の必要性の理解増進等に先行的に取り組むべきとの認識の

もと、これまでも、総務省を中心に、共聴施設設置者や視聴者に焦点を当てた周知 広報に取り組んできたところであるが、工事時期の平準化の観点からも計画的な改 修促進が必要であることから、今後、実施主体を明確にした上で共聴施設設置者等 への働きかけ等をより一層強化することとし、集中的・効果的な周知広報に努める こととする。

具体的には、共聴施設設置者に施設改修の必要性その他の関連情報が届くように 2011年までに波状的な周知広報を反復継続するとの方針のもと、共聴施設の特性に応じて、フェイストゥフェイスの説明に努める。また、各種媒体を活用した広報、問合わせ等へのデマンド対応をも併用し、総務省を中心に放送事業者や関係業界に加え地方公共団体等の協力も得て効率的かつ効果的に推進するとともに、適時、その取組状況等を検証する。

2. 個人情報の適正な取扱いに関する取組の推進

今後、放送のデジタル化に伴う高度で多彩なサービスの提供に際して、放送関係事業者等においては、視聴者等の個人情報を取得する機会が増加すると想定されることから、2005年4月1日に施行された「放送受信者等の個人情報の保護に関する指針」¹⁴を踏まえ、放送事業者や事業者団体等の関係者が連携・協力して個人情報の適正な取扱いに関する取組を推進する。

3. いわゆる「悪質商法」への対応

地上デジタルテレビ放送に関する誤った情報や、不十分な情報によって関連商品・サービスを売りつけるいわゆる悪質商法による被害が発生している。今後、地上デジタルテレビ放送の認知度の向上に伴い、こうした事案の増加が予想されることから、犯罪被害防止の観点からのポスター・リーフレットの作成、関係者のホームページを通じた視聴者への注意喚起等関係機関とも十分な連携を図りながら、被害防止のための広報を徹底する。特に、地上デジタルテレビ放送を受信するために必要な設備・工事、必要な経費についての正確な情報を有していることは、このような「悪質商法」の防止のために重要であるとの観点からも、正確な情報提供が重要である。

また、国の「デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議」等において、対策の検討を進める予定であり(別添資料3「関係省庁による連携が必要と想定される課題の例」参照)、2008年6月目途に同会議において策定予定のアクションプランを踏まえて、関係者が協力をして対策を講じる。

¹⁴ 平成 1 6 年 8 月 3 1 日 総務省告示第 6 9 6 号。

V 全国展開に向けた環境整備

1. アナログ周波数変更対策

アナログ周波数変更対策の送信対策については2002年8月から、また、受信対策については2003年2月からそれぞれ全国各地で順次開始され、チャンネル変更を伴う受信対策は2006年度末(本年3月末)をもって終了した。なお、送信対策地域数は、本年3月末現在1,133地域、また、受信対策地域数は653地域、対策世帯数は約471万世帯となっており、これにより地上デジタルテレビジョン放送を可能とする電波環境が整ったところである。

2. 設備投資促進のための環境整備

地上放送のデジタル化に係る一般放送事業者の設備投資をより円滑に進める環境整備の一環として、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法に基づく税制及び金融上の措置が講じられている。また、「地域総合整備資金貸付制度(ふるさと融資制度)」の利用が推奨されている。これらの制度の活用により一層の設備投資促進が期待される。

3. 公設型の光ファイバー網の活用

地方公共団体等が保有する未利用の光ファイバー芯線(ダークファイバー)を、 放送波の中継伝送等へ有効に活用できるよう、関係者間で検討を行う。

4. 補完措置の活用

- (1) 地上放送の伝送手段としては、デジタルテレビ放送の全国普及は地上波中継局によることが基本である。しかしながら、デジタルテレビ放送への全面移行への期限である2011年まで、あと3年8ヶ月足らずという限られた期間であることに鑑みれば、中継局に加え、ケーブルテレビ、共聴施設、ギャップフィラー、IP、衛星等、活用可能なあらゆる手段の活用が不可欠である。
- (2) 地上放送に係る伝送手段の選択は放送事業者の判断によるべきであるが、放送事業者は、アナログテレビ放送時に放送事業者の送出する電波でカバーされていた視聴世帯については自助努力によってカバーされるべきであるという原則を踏まえ、中継局整備により、可能な限り、アナログ放送カバーエリアの100%カバーに近づける。
- (3) なお、IP同時再送信については、本年10月に、地上デジタル放送補完再 送信審査会から「地上デジタル放送IP再送信方式審査ガイドライン」が示され

たところであり、今後、電気通信役務利用放送事業者からの申請が行われる予定であるが、そもそもIP同時再送信は、地上デジタルテレビ放送を電波で送り届けることが困難な条件不利地域においても地上デジタルテレビ放送が視聴できるようにするために検討が行われてきたものであり、今後、IP同時再送信は条件不利地域への提供を前提とし、提供エリアの拡大を期待する。

- (4) また、従来、アナログテレビ放送の中継局の放送エリア外において、共聴施設等を設置し視聴していた地域においても、受信者の負担の公平に配慮しつつ、引き続き共聴施設等を通じて、デジタルテレビ放送が受信できるよう、国、放送事業者その他関係者において検討を進める。この他、国、放送事業者、ケーブルテレビ事業者、地方公共団体等の関係者が協力してケーブルテレビやギャップフィラーの活用により、地上デジタルテレビ放送が視聴できる環境整備に取り組む。
- (5) 上記のような努力をしてもなお、現在アナログテレビ放送が視聴できるにもかかわらず地上デジタルテレビ放送が受信できなくなる地域については、暫定的な措置として、緊急避難的に、衛星を用いて地上デジタルテレビ放送の番組を送り届けることとする。この「衛星によるセーフティネット」については、これまで全国地上デジタル放送推進協議会を中心に検討を行ってきたところであり、本年内にその実施案を公表し、2008年8月までにその具体的方法を確定した上で、2009年度内に衛星によるセーフティネットの運用を開始することを目指す。

5. アナログテレビ放送終了に向けたステップ

2011年7月24日にアナログテレビ放送を終了させるために関係者がとるべき措置について、総務省は、放送事業者、受信機メーカー、地方公共団体、その他関係者とともに検討を行い、2008年8月までを目途に公表する。

また、デジタルテレビ放送の受信機器の普及状況など受信環境の整備状況をより 効率的かつ適時に把握するため、総務省は、全国地上デジタル放送推進協議会等に おいて関係者とともにその把握手法を検討し、早期に実施出来るものについては2 008年度に実施する(第一部「Ⅲ デジタルテレビ放送受信機器の普及促進」の 「(3)普及状況の把握」参照)。

Ⅵ おわりに

1. 地域レベルでの連絡推進体制の構築

第7次行動計画では、全国各地域において、同計画で掲げた各施策を一体的に展開するため、地域レベルで総務省(総合通信局)、放送事業者、販売店、地方公共団体等の連絡・連携体制を確立し、常時情報を共有し、地域住民からの問い合わせ等に共同して対応することが「望まれる」としたところであるが、地上デジタルテレビ放送への完全移行まで残り3年8ヶ月を切り、各地域における体制整備は必要不可欠になっていることから、地域レベルで「地域相談・対策センター(仮称)」が設置される時期(2008年度後半に全国10箇所程度を設置する方向で予算要求中)に併せて、都道府県単位で必要な体制を整備する。

また、この体制構築に向け、総務省(総合通信局)がその推進を先導し、各地域の個別事情に留意しつつ既存の推進体制の充実・活用又は新たに組織化するとともに、本行動計画に加えて、必要に応じて、各地域の実情を踏まえた地域別行動計画を策定する。

2. 次期行動計画とフォローアップ

当全国会議に参加している主体は、本行動計画に記された事項について、着実な 実施を図るとともに、本行動計画の不断の見直しを行い、2008年12月に次期 行動計画を策定する。

なお、本行動計画において各主体が実施すべきこととされた事項については、次期行動計画策定までの中間点である2008年5月末において、各主体がその実施状況をフォローアップすることとし、その状況を踏まえて、その後の半年間の取組内容の改善を図ることとする(別添資料4「第7次行動計画策定以降の取組と第8次行動計画策定以降の取組予定」参照)。

第二部 各主体が取り組むべき事項

I 政府

2011年7月のアナログテレビ放送終了まで3年8ヶ月足らずという状況の中で、昨年12月の第7次行動計画の発表以降、本年2月に「地上デジタル放送の普及促進のための周知・広報計画」を改定し、3月には「地上デジタルテレビ放送に関する浸透度調査」を実施するなど、地上デジタルテレビ放送の周知広報や普及状況把握に取り組んできた。

また、送信側の課題、受信側の課題、周知広報、アナログ放送の終了にあたっての課題等について、情報通信審議会において議論いただき、本年8月に第4次中間答申を受けた。

この第4次中間答申における提言を踏まえて、地上デジタルテレビ放送への移行を 着実に実施していくために、本年9月に、総務省に「地上デジタル放送総合対策本部」 (本部長:総務大臣)を、内閣官房に「デジタル放送への移行完了のための関係省庁 連絡会議」を設置し、政府をあげて検討を行っているところである。

さらに、9月には、全国地上デジタル放送推進協議会とともに「市町村別ロードマップ」を作成・公表し、地方公共団体への説明を行った。

総務省は、2011年のアナログ完全終了・デジタル移行の確実な実現を図るため、 放送事業者、メーカーその他関係者を先導して取り組む役割を担い、以下に掲げる施 策を積極的に推進していく。また、2008年6月を目途に、デジタル放送への移行 完了のための関係省庁連絡会議において、アクションプランが策定できるよう取り組 む(別添資料3「関係省庁による連携が必要と想定される課題の例」参照)。

1. 周知 • 広報

2007年度中に改訂する「地上デジタル放送の普及促進のための周知・広報計画」を踏まえて、これまで実施してきた幅広い視聴者を対象としたポスター・リーフレットや政府広報等による周知・広報に加えて、個別の共聴施設等に対する周知・広報の推進に取り組む。

2. 共聴施設への対応

全国約2万施設と推計される辺地共聴施設については、デジタル化に際して受信点変更が必要となる場合があるなど、相当規模の改修経費が必要となる場合があり得る。受信環境の整備は、視聴者の自助努力によることが原則であるが、視聴者間の負担の公平性や、2011年の地上デジタルテレビ放送への全面移行までの限られた期間等の事情を勘案し、改修費用が著しく過重となる場合等について、2007年度予算で、辺地共聴施設改修に対する支援制度を創設し、2008年度予算で

は、この制度を拡充する方向で予算要求を行っている。

また、辺地共聴施設に加え、全国約5万施設と推計される都市受信障害対策共聴施設や全国約52万施設と推計される集合住宅共聴施設のデジタル化対応の促進に向けた取組の強化のため、放送事業者、建築関係団体、経済団体、工事関係団体等に加え地方公共団体の協力も得て、都道府県ごとに連絡・連携体制を整備し、この体制も活用して周知広報活動等を行っていく。

さらに、把握している共聴施設設置者等に対しては、関係機関と密接に協力して、 共聴施設のデジタル化改修の計画や改修の実施状況に関する調査を行い、デジタル 化改修の進捗状況を把握する。

併せて、共聴施設の工事体制整備の在り方の検討に資するため、関係団体と連携 して、共聴施設設置・施工業者における工事能力の調査を行い、現状を把握する。

3. ギャップフィラーの制度化

地上デジタルテレビ放送の円滑な普及促進を図るため、経済性にも優れた簡易な小型中継局(ギャップフィラー)について、本年5月に山間辺地用ギャップフィラーの技術基準を策定し、10月にそのギャップフィラーを用いた受信障害対策中継放送の制度をスタートさせたところであるが、今後、都市部におけるギャップフィラーの制度化を2008年4月頃までに完了できるよう、引き続き取り組む。

4. デジタル混信の対策

デジタル混信対策の推進のため、予算・制度立案等の面において支援策を検討しているところであり、予算については、2008年度予算で措置できるよう要求を行っている。

5. 税制等の措置

地上デジタルテレビ放送の全国普及に向けて、税制上の特例措置等を講じ、放送 事業者の投資環境を整備しているところであり、引き続き、投資環境整備に取り組 む。

6. 中継局整備の支援

放送事業者のデジタル中継局整備について、2007年度予算で、一定の条件を満たすデジタル中継局に対する支援制度を創設(2007年度限りの措置として創設)したが、2008年度予算では、引き続き支援を行うことができるよう、新たな制度創設に向けて予算要求を行っている。

7. アナログ放送の終了計画等

アナログ放送を終了するまでに生じるであろう課題の把握と対策・対応体制の在

り方について、放送事業者とともに、2008年8月までに基本案を検討し公表する。

また、アナログ放送終了のための具体的計画について、放送事業者とともに検討を行い、2008年8月までに立案し、公表・周知する。

8. 地域レベルの相談・対策体制の整備

2008年度後半において、全国10箇所程度の「地域相談・対策センター(仮称)」を設置するために、2008年度予算で必要な予算が確保できるよう、予算要求を行っている。また、同センターにおいて地域毎のきめ細かな相談対応ができるよう、関係事業者、業界団体、地方公共団体等との連携の在り方を検討する。

9. 衛星によるセーフティネット

2011年のアナログ放送終了までに、デジタル中継局等の整備により地上デジタルテレビ放送を送り届けられない地域については、衛星により地上デジタルテレビ放送の番組を送り届けられるよう、放送事業者とともに、具体案を作成し、本年内に公表するとともに、2009年度内の運用開始を目指して取り組む。

10. コンテンツ振興

デジタル化の進展と高度な放送サービスの展開に見合った全国的なコンテンツ制作力の向上のための民間による取組を促進するため、地域に密着したコンテンツの流通促進やこれにかかわる人材育成等の環境整備を図る。

11. 簡易で低廉なチューナーが流通する環境整備

アナログテレビでデジタル放送を視聴するための必要最小限の機能を持つチューナーについて、関係団体における仕様検討等を働きかけることなどにより、その実現に向けた 環境整備に努める。

12. 受信機器購入に対する支援

受信機器の購入は、視聴者の自己負担であることを原則としつつ、情報通信審議会第4次中間答申で示された基本的考え方を踏まえ、これまでアナログ放送を視聴していた世帯が、経済的な困窮度が高いためにデジタル放送が視聴できなくなるような場合を想定し、支援対象者や支援範囲を厳密に限定した上で、支援の具体策を2008年8月までに検討し公表する。

13. 公共施設のデジタル化

関係省庁が連携して、「デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議」等に おいて、計画的改修の検討を行う。

14. 廃棄・リサイクル対策

デジタル放送の移行に伴い廃棄・リサイクルされるアナログ受信機に対する対応 について、総務省、経済産業省、環境省等の関係省庁が連携して、「デジタル放送への 移行完了のための関係省庁連絡会議」等において、検討を行う。

15. 「悪質商法」対策

地上放送のデジタル化への対応について、十分な知識を持っていない視聴者が悪質商法の被害にあうおそれがあることから、その対策について、関係省庁が連携して「デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議」等において検討を行う。

16. 関係業界への働きかけ

地上デジタルテレビ放送への移行促進のために、メーカー、工事業者、販売店、建築物管理業者・工事業者等に、必要な働きかけを行っていく。例えば、アナログ受信機でデジタル放送を視聴するための必要最小限の機能を持つチューナーの実現に向けた協力をメーカー等に要請する取組、共聴施設の早期改修に向けて共聴施設の所有者等への周知広報を建築物管理業者等に要請する取組等を行う。このような要請にあたっては、総務省は、必要に応じて、関係省庁や全国地上デジタル放送推進協議会等と連携して行うこととする。

Ⅱ 地上デジタルテレビジョン放送事業者

2011年7月まで残り少ない期間において、確実にアナログ放送を終了しデジタル放送に完全移行するために、放送事業者が実施できることは全て実施する、という方針で次の取組を行う。

1. 放送エリアカバー

アナログテレビ放送時に、放送事業者の送出する電波でカバーされていた視聴世帯については、デジタル化後も100%カバーされることとなるよう、引き続き努力を行う。

特に、中継局ロードマップにおいて、「検討中」とされている中継局及び既存のアナログ中継局に替えて共聴施設やケーブルテレビ施設を設置することとされている地域については、施設の建設や住民の加入促進について、一義的には放送事業者の責任において行うものであることに鑑み、該当する全ての中継局及び地域を2010年末までにどのように措置するかの具体案を、2008年3月目途の中継局ロードマップ改定までに整理することに努め、当該地域の視聴者及び地方公共団体に対して示すこととする。

また、市町村別ロードマップにおいて、「新たな難視」又は「デジタル化困難共聴」とされた地域については、2011年までに、国や地方公共団体と連携して、受信状況の精査やギャップフィラーの整備などの対策を進めることにより対象地域をできる限り減少させるよう努めるとともに、その結果を市町村ロードマップのフォローアップに反映させる。そして、遅くとも「衛星によるセーフティネット」が終了するまでの間に、それらの地域の視聴者がデジタル放送を受信できるよう、関係者と連携して、放送事業者が取り組む。

さらに、周波数の逼迫等により発生するデジタル混信についても、無線局の免許 人である放送事業者としての責務を果たすべく、主体的な対応の取組を行う。

2. 周知·広報活動等

第一部に掲げる各関係者との連携による周知・広報活動の展開に加え、それぞれの放送対象地域内の視聴者に向けた各事業者の個別自主的な周知・広報活動への取組を一層強化する。

特に、地上デジタルテレビ放送のメリットや受信方法(例えば、辺地共聴施設、都市受信障害対策施設、集合住宅、戸建で住宅等のそれぞれについて必要な対応)を紹介する番組の制作及び放送に関して、その内容等について、2008年3月までに検討を行い、改定が予定されている「地上デジタル放送の普及促進のための周知・広報計画」に盛り込む(第一部「IV 周知・広報活動等の推進」「1.地上デジタルテレビ放送の着実な普及に向けた周知広報等の推進」参照)。

また、地上デジタルテレビ放送への移行をさらに促進するために、アナログ放送

からデジタル放送へ移行するメリットを視聴者がより実感できるような番組制作に ついても積極的に取り組む。

3. 地上デジタルテレビ放送の受信相談等

地上デジタルテレビ放送の受信に係る視聴者からの疑問に応えるため、視聴者対応部署等の充実や地上デジタルテレビ受信技術に係る対応力強化を図り、視聴者に適切な助言を行う。

ケースによっては、地上デジタルテレビ放送の受信状況の確認を行い、視聴者への助言のための参考情報として活用する。また、既存の中継局を共聴施設やケーブルテレビ施設により代替する場合に、放送事業者が責任を持って、現在の視聴者への対応窓口を明確にして周知を行う。

地域内の販売店や工事業者等に対しても、地域内の地上デジタルテレビ放送の受信に関する適時適切な情報を提供することに努める。

4. 地上デジタルテレビ放送の特長を活かした放送サービスの充実

ハイビジョン放送は、視聴者にもっとも支持されている地上デジタルテレビ放送の特長の一つである。放送事業者は、第7次行動計画に基づき、ハイビジョン放送の比率を高め、NHK総合では100%、民放では78%以上に達している。

視聴者のアナログテレビ放送からの移行促進を図る観点からも、来年の北京オリンピックを機に、デジタル普及世帯率が約50%に達する見込みであることを踏まえて、一層、地上デジタルテレビ放送の特長を活かした放送サービスの充実を図る。

- ① 撮影から編集・制作までをすべてハイビジョンで行う「ピュアハイビジョン番組」や標準画質で複数の番組を放送するマルチ編成の放送など、デジタルテレビ放送の特長を活かした放送を一層充実させる。NHK総合については、海外からの購入番組・映像や一部のローカル局発の生中継番組、マルチ編成等の場合を除き、ピュアハイビジョン番組を中心とする。民放各局においては、ピュアハイビジョンの比率の一層の向上を図る。
- ② ハイビジョン放送とともに、よりデジタル放送番組の豊かさを視聴者に提供するために、5.1 c h サラウンドによる高音質番組の充実も図る。
- ③ データ放送を充実させるとともに、標準画質で複数の番組を放送するマルチ編成放送や双方向番組などの充実を図る。また、字幕放送や解説放送などの高齢者・障害者にやさしい放送サービスの充実を図る。
- ④ サイマル放送の枠組み¹⁵の範囲で、アナログテレビ放送とは異なる特色あるデジタルテレビ放送の実施のための工夫を行う。

¹⁵ 現在、免許方針において、デジタル放送は、その放送の3分の2以上をアナログテレビ放送と同じ内容の放送を行うこととしている。

5. I P同時再送信の再送信同意

放送事業者は、「地上デジタル放送補完再送信審査会」を設立し、補完措置である IP同時再送信の技術方式について検討を行い、本年10月に「地上デジタル放送 IP再送信方式審査ガイドライン」を策定し、運用を開始した。IP再送信の再送 信同意は、放送事業者の判断において行うものであるが、地上デジタルテレビ放送 の円滑な普及の観点から、本手続きを適正に運用していく。

6. 共聴施設のデジタル化に伴う区域内再送信同意の簡素化

上記「総論 I基本的考え方」で示したとおり、共聴施設のデジタル化対応にあたっては、煩雑な手続きが必要となるが、その手続きの1つとして、有線テレビジョン放送法の規定により、共聴施設のうち、ある程度の規模を有するものについては、放送事業者から地上デジタルテレビ放送の再送信同意を得ることが必要になる。そこで、非営利であって、同一建築物内又は届出対象のような共聴施設が、区域内再送信のみを行う場合については、当分の間、手続きを簡素化する手法や条件について、本年度内に、その具体的条件を示すこととする。

7. 共聴施設の改修

辺地共聴施設のデジタル化改修にあたって、NHKは、アナログテレビ放送時に果たしてきた責任と同様の責任を引き続き果たして行くことを基本として、その役割を果たしていく。

民放についても、辺地の共聴施設が、アナログテレビ放送中継局のエリアの外に 建設された施設であることを前提としつつも、各放送事業者のアナログテレビ放送 が受信・再送信されていることから、総務省、NHKと協力し、情報提供、受信者 からの相談体制の整備など、必要な援助を行う。

8. アナログ放送の終了計画等

アナログ放送を終了する際に生じるであろう課題の把握と対応体制の在り方に ついて、総務省とともに、2008年8月までに基本案を検討し公表する。

また、アナログ放送終了のための具体的計画について、総務省とともに検討を行い、2008年8月までに立案し、公表・周知する。

9. 衛星によるセーフティネット

2011年のアナログ放送終了までに、デジタル中継局等の整備により地上デジタルテレビ放送を送り届けられない地域については、衛星により地上デジタル放送の番組を送り届けられるよう、総務省とともに、具体案を作成し、本年内に公表するとともに、2009年度内の運用開始を目指して取り組む。

Ⅲ 社団法人デジタルラジオ推進協会

デジタルラジオは、地上デジタルテレビ放送のワンセグと互換性が高く、将来の共 用端末など、双方の普及の相乗効果が期待されている。

2003年10月に東京と大阪において、地上デジタルラジオ放送の実用化試験放送を開始し、2007年2月、東京において弱電界区域での改善効果など電波伝搬状況の十分な調査のため、2.4kwに送信電力を変更した。引き続き、携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会における検討状況を踏まえつつ、実用化試験局の運用を通じて、デジタルラジオの実用化のためのビジネスモデル等の検討を進める。

IV BSテレビ放送事業者

2000年12月にスタートしたBSデジタルテレビ放送は、パラボラアンテナを設置するだけで日本全国どこでも簡便に、デジタルテレビ放送の魅力を享受できるメディアとしての認知が広がった。本年12月には新たなハイビジョンチャンネルが3事業者によって開始されるなど、放送サービスの一層の拡充も期待される。BSデジタルテレビ放送受信機出荷台数(累計)が、2,881万(2007年10月末速報値)となり、今後ますます普及が進むと期待されていることを踏まえ、高画質、高音質のハイビジョン放送や、便利なデータ放送、双方向サービスなど、BSデジタルテレビ放送の特長を活かしつつ、モアサービス・メディアとして地上波とは異なる新しいタイプの番組の提供を一層推進する。

BSアナログテレビ放送の受信形態については、地上放送と同様に、直接受信、辺地共聴、CATV、集合住宅等の様々な形態があるため、BSデジタルテレビ放送移行に向けては、BSアナログテレビ放送事業者による受信形態毎のきめ細かな周知広報が必要となる。

BSアナログテレビ放送の終了は、視聴者の利便性とわかりやすさを考慮し、地上アナログテレビ放送終了と同一時期を目指し、地上・BS一体となって、周知広報する。

2011年以降のBSデジタルテレビ放送については、「衛星放送の将来像に関する研究会報告書」を踏まえて、総務省において「新たなBS放送用周波数の利用に関する提案募集」が実施され、現在、BSアナログテレビ放送を行っている第5、7、11チャンネル及び2000年の世界無線通信会議において追加割当を受けている第17、19、21、23チャンネルの利用の在り方、利用の際の受信機器の在り方、必要となる新たな技術等について、意見が寄せられたところである。これを受けて、

上記7周波数を2011年以降、BSデジタルテレビ放送(受託国内放送)に使用可能とするため、放送普及基本計画及び放送用周波数使用計画の変更が本年7月に行われたところである。

これらの施策を受け、BSテレビ放送事業者は全体として、視聴者ニーズに応える形で、ハイビジョンチャンネルの増加、新規サービスの提供、画質音質のより一層の改善などBSテレビ放送のさらなるパワーアップを図るとともに、スーパーハイビジョンなど近未来の放送方式等の技術開発でも先導的役割を果たす。

また、本年6月に地上デジタル放送推進協会(D-PA)とBSデジタル放送推進協会(BPA)が統合し社団法人デジタル放送推進協会(Dpa)となったことを受け、地上デジタル放送・BSデジタル放送一体となった普及活動を強力に押し進める。

V CSテレビ放送事業者

デジタルテレビ市場においては、地上デジタルテレビ放送、BSデジタルテレビ放送、110度CSデジタルテレビ放送を受信出来る3波共用受信機が中心であることから、地上デジタル放送の普及にとってCSテレビ放送のサービス向上も大きなインセンティブになりうる。

CSテレビ放送においては、110度CSデジタルテレビ放送において2004年9月から開始されているハイビジョン放送を今後ますます充実させるなど、デジタルテレビ放送のメリットを十分に活かした番組の提供を推進する。

また、その他のCSデジタルテレビ放送についても、標準テレビジョン放送の画質 向上に積極的に取り組むとともに、効率的な伝送路符号化方式や映像圧縮方式等最新 技術の導入により、多チャンネルハイビジョン放送メディアへの移行を推進する。

なお、国においては、「衛星放送の将来像に関する研究会報告書」を踏まえ、ハイビジョン番組の視聴者のニーズに応じた多彩なサービスを迅速かつ柔軟に提供できるようにするため、本年3月にCSデジタルテレビ放送に係る規制の緩和を行い、着実にハイビジョン化が進んでいるところである。

Ⅵ ケーブルテレビ事業者

1. ケーブルテレビ事業者間のネットワーク化やヘッドエンド共用化等による事業者間の連携、HITS¹⁶の導入、共聴施設の統合等を一層促進すること等により、地上デジタルテレビ放送及びBS・CSデジタルテレビ放送の再送信を図る¹⁷。その際には、既にケーブルテレビに加入している視聴者に加え、ケーブルテレビへの加

^{16 &}quot;Head-end In The Sky"の略。ケーブルテレビのヘッドエンドを各局で共用できる形態として、ケーブルテレビの再送信に適した方式にパッケージ化されたデジタル番組を、衛星によって各局に配信する方式。

^{17 2007}年9月末現在、1,980万世帯で視聴可能

入を検討中の住民等に対して、他メディアとの比較考慮が容易に可能となるよう、 ケーブルテレビによる地上デジタルテレビ放送の視聴可能エリアや提供条件等の 情報を適切かつ的確に提供等していくこととする。

2.2006年12月に改訂されたケーブルテレビ事業者による地上デジタルテレビ 放送の普及目標を踏まえ、地上デジタルテレビ放送のデジタル再送信を進める。

この普及目標に加え、ケーブルテレビ事業者がデジタル再送信を図る上での前提となるケーブルテレビ施設面における地上デジタルテレビ放送対応に関する地域毎の進捗予定として、2007年8月に改訂した「ケーブルテレビの地上デジタルテレビ放送対応ロードマップ」¹⁸においては、2010年末時点においてホームパス¹⁹数のうち99.9%が地上デジタルテレビ放送に対応する予定である。この状況を踏まえ、ケーブルテレビ事業者においては、地上アナログテレビ放送終了までの出来るだけ早期に、すべてのケーブルテレビ施設においてデジタル対応を完了するよう、引き続き最大限の努力を行っていくものとする。

- 3. 特に、都市受信障害対策共聴施設や集合住宅共聴施設等への取組については、今後、国を中心として関係業界等との密接な連携のもと周知広報等が強化されることを踏まえ、ケーブルテレビの公共性や社会的使命等に鑑み、
 - ケーブルテレビ事業者全体として、視聴者からの問い合わせへの対応や理解促進を推進するための望ましい在り方や具体的方策を検討し、その結果に基づき全国のケーブルテレビ事業者により対応を行うこと
 - 共聴施設による視聴者に対して、ケーブルテレビ事業者が提供するサービスや それに要する設備改修の内容、費用等について十分に説明し、視聴者の理解に 基づき対応を行うこと

を基本として適切に推進していく。

また、地上波では地上デジタルテレビ放送が送り届けられない地域に対して、ケーブルテレビにより、地上デジタルテレビ放送を送り届けられるよう、積極的に取り組む。

4. 2007年12月1日から開始される新たなBSデジタル放送(BS9チャンネル)の再送信について、ケーブルテレビ事業者全体としての動向を把握しつつ、同放送を含むすべてのBS放送を再送信可能とするための対応を取ることが望ましいとの基本認識のもと、ケーブルテレビ事業者は、引き続き、視聴者ニーズ等も踏まえた所要の対応を行うものとする。

¹⁸ http://www.catv-jcta.jp/roadmap/index.html

¹⁹ ケーブルテレビの施設設置許可地域内で、伝送路の敷設が完了しているエリア内の世帯数

Ⅲ 受信機メーカー

1. より低廉で多様な受信機の開発・普及の推進

- ① 「デジタルテレビ放送受信機の普及促進 普及方策の検討」に明記された期待感も踏まえ、視聴者の選択肢の一層の拡大と、これを通じた受信機普及の更なる加速を図る観点から、以下のとおり、小型受信機に対する地上デジタルテレビ放送受信機能搭載を含めた受信機の多様化や、価格の低廉化に努める。
 - i) テレビ受信機には、地上デジタルテレビ放送受信機能を搭載するよう努める。
 - ii)地上デジタルテレビ放送受信機能を搭載した10インチ台の小型テレビ受信機の普及を促進する。
 - iii) 車載機等の分野において、地上デジタルテレビ放送受信機能を持つ端末の 普及を促進する。
- ② 地上デジタルテレビ放送の視聴を可能とするため、地上デジタルチューナー搭載パソコンはもとより、既存パソコンで地上デジタルテレビ放送を視聴可能とする周辺機器等の多様化に努める。
- ③ 地上デジタルテレビ放送への移行の一層の円滑化を図る観点から、引き続き、 録画機への地上デジタルチューナー搭載に努める。
- ④ デジタル放送ではアナログ放送にはないサービスが提供されており、受信機普及のための重要な要素になっている。とりわけ、「5.1 c h サラウンド放送」はデジタル放送の優れた特徴を生かした新しいサービスの一つであり、受信機メーカー・オーディオメーカー等は、設置・導入のしやすい5.1 c h サラウンド放送受信・再生機器の提供に努める。また、放送事業者と連携して各種イベントによる啓発活動を通じ、5.1 c h サラウンド受信・再生機器等の普及を促進する。
- ⑤ デジタルテレビ放送全体の普及を図る観点から衛星デジタルテレビ放送(BS、110度CS)と地上デジタルテレビ放送のすべてに対応した3波共用受信機器の普及を引き続き推進し、受信機器の低廉化に努める。その一方で、視聴者ニーズに合致した多種多様な受信機器として、低価格の地上デジタルテレビ放送専用受信機の商品化等を鋭意推進する。
- ⑥ 地上アナログ放送を視聴されている方が、引き続きアナログテレビ受信機を使い続けることを希望される視聴者のニーズに対応できるよう、同テレビ受信機に接続してデジタル放送を視聴するための地上デジタルチューナー等の低廉化に努める。

なお、ここで言う"アナログテレビ受信機"とは、地上デジタルチューナーを搭載していないテレビ受信機を意味し、(1)アナログテレビ(従来のテレビ、4:3若しくは16:9)、(2) BSアナログハイビジョンテレビ、(3) BS・110度CSデジタルハイビジョンテレビ等を示す。

2. すべての視聴者にとって使いやすい受信機等の推進

大型の操作ボタンや機能別配色など、高齢者や障害者を含め、すべての視聴者に とってより使いやすい受信機器やリモコンの開発について、引き続き、視聴者のニ ーズを踏まえて、取り組む。

3. 購入者の理解の促進

- ① 今後、受信機器の機能の多様化が進むため、購入者が購入に際してその機能を 十分理解できるよう努める。特に、機能が限定されたデジタル受信機器や録画機 器等にあっては、機能が限定されていることについて、カタログ、取扱説明書等 購入者にわかりやすい方法で明示するよう努める。
- ② 異なるメーカーの機器接続等に円滑に対応できるよう、メーカー間の協力により、対応マニュアル、Q&A等の一層の充実を図るよう努める。
- ③ 受信機器の販売に際しては、放送普及基本計画におけるデジタルテレビ放送への移行のスケジュールやアナログテレビ放送の終了時期に沿って、地上及びBSのアナログテレビ放送の終了時期が正確かつ確実な形で国民視聴者に伝わっていくよう、告知シール貼付、店頭での告知などにより適切に周知を継続的に行っていく。

4. アフターサービスの充実

デジタル受信機器の購入者が安心して機器を使用し続けられるよう、購入者からの問い合わせに対して引き続きカスタマーセンター等において対応を行う。

5. アナログテレビのリサイクル対策への取組

アナログテレビのリサイクルについては、家電リサイクル法に従い対応してきた。 今後とも、廃棄量増大への対応検討を関係省庁とも連携して継続的に取り組んでい く。

6. 需要量に的確に対応した供給

2011年に向けて需要が増加すると見込まれる地上デジタルテレビ放送に関するデジタル受信機器等について、需要量に的確に対応できるよう努める。

Ⅷ 販売店

1. 人材育成

デジタルテレビ放送の受信機器及びそれに接続する周辺機器の販売及び設置に当たっては、従来のアナログ対応の場合と比べ、高度な商品知識や技術が求められる

ことから、販売店においては、その習得を積極的に行う必要がある。このため、メーカー、販売店を中心に、放送事業者等の協力も得て、デジタルテレビ放送に対応 した知識や技術を持つ人材を育成するための講習会等の開催の充実を図る。

2. 購入者への説明の徹底

テレビ放送受信機の購入者が、正しく理解して購入、使用できるよう説明するよう努める。特に、以下の点に留意する。

- ① デジタル受信機器の販売に際しては、購入者が希望する地域においてデジタルテレビ放送の視聴が可能であるかを確認の上、購入者に説明するとともに、適切な取り付け工事が行われるよう留意する。アナログテレビ放送の受信のみを設定する場合には、デジタルテレビ放送への切り替えに際しては、再度設定が必要となる場合があることを説明する。
- ② 機能が限定されたデジタル受信機器や録画機器等の販売に際しては、機能が 限定されていることについて、購入者に、わかりやすい方法で明示し、説明す る。
- ③ 受信環境を整えるためには、諸費用(アンテナ、施工設置、操作説明など)が必要であることを説明する。
- ④ アナログ受信機器の販売に際しては、終了告知シールの貼付を確認するとともに、アナログテレビ放送は2011年に終了し、チューナー等の取り付けが必要となることを説明する。

3. アフターサービスの充実

デジタル受信機器の購入者が、快適に機器を使用し続けられるよう、アフターサービスの充実を図る。

4. デジタル放送のメリットが体感できる機会の提供

地域の消費者に、デジタル対応テレビの魅力を十分に伝えるために、店頭で地上 デジタルテレビ放送のメリットが体感できるような工夫をする。

5. 工事業者等と連携した計画的工事の促進

視聴者の住宅等において、デジタル化のためのアンテナ工事や配線工事等が早期 に実施されるよう、工事業者等関係業者と連携して、周知広報等も含めて取り組む。

6. アナログテレビのリサイクルへの取組

地上放送のデジタル化に伴うアナログテレビのリサイクルを確保する観点から、 消費者理解の向上に向けた取組を行う。

区 地方公共団体

都道府県及び市区町村は、地上デジタルテレビ放送がこれからの地域情報化において極めて有効な情報通信基盤となることを共通認識としつつ、アナログテレビ放送からの全面移行までの期間が3年8ヶ月を切った今、地域住民への地上デジタルテレビ放送への移行を促進していくため、次のような取組を行う。

1. 周知·広報活動等

地上アナログテレビ放送のデジタル化に関する地域住民の理解醸成のため、広報 紙等を通じた周知文書の掲載、総務省作成パンフレット等の配付や、地域消費生活 センターが主催する消費生活講座、市民活動による各種市民講座等の機会を活用し、 総務省、Dpa、放送事業者、家電メーカー等関係者を講師として招く場を提供す る等、住民への周知等を強化する。

2. 自治体施設を原因として設置された共聴施設への対応

当該地域における地上デジタルテレビ放送の直接受信の可能性を把握するとともに、当該共聴施設の利活用可能性もあわせて検討し、共聴施設組合及び組合加入住民に対し、地上デジタルテレビ放送への移行に向け、適切な対応を進める。

3. 辺地共聴施設等への対応

総務省が2008年度予算要求している地上デジタルテレビ放送の辺地共聴施設又は中継局のデジタル化改修に対する支援に関し、予算編成動向を注視する。支援の実施にあたっては、地方公共団体は、国、放送事業者と情報の共有に努めるとともに、地域における辺地共聴施設等へのデジタル化改修促進のために可能な限りの対応を行う。

4. 地方公共団体施設のデジタル化

地上デジタルテレビ放送を受信するためには、アンテナ交換、構内配線改修、ブースター等の交換等の工事が必要となる場合があることを踏まえて、各地域の工事 業者等の対応にも配慮して、地方公共団体施設のデジタル化に適切に取り組む。

5. 受信環境把握への協力

地方総合通信局及び放送事業者が、2011年の時点で地上デジタルテレビ放送 の視聴が困難な世帯に関して現状把握を行う際に、地方公共団体の協力が不可欠で あることを勘案し、地方総合通信局から地方公共団体に対して協力依頼がある場合 には、受信電界が弱い地域の受信実態把握のための辺地共聴施設の現状把握について、各団体の過度な負担にならない範囲で、情報提供などを行う。

6. アナログテレビの適正廃棄・リサイクルへの協力

アナログ放送が終了し、デジタル放送に完全移行する際に、廃棄されるアナログ テレビは、家電リサイクル法等により適切に処理されるべきであるが、国の「デジ タル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議」等における取組を踏まえて、各 地方公共団体としても、こうした国の取組に協力していく。

7. デジタル化に便乗した悪質商法への対策への協力

地上放送のデジタル化への対応について、十分な知識を持っていない場合、悪質商法の被害にあうおそれがあることから、国の「デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議」等における悪質商法対策に関する取組を踏まえて、各地方公共団体としても広報について協力を行う。

8. 地方公共団体としての立場からの適時の提言等

2011年のデジタル全面移行時まで残された期間がわずか3年8ヶ月足らずという状況にあるにも関わらず、地域間格差のない地上デジタルテレビ放送の普及の実現に向けてはなお諸課題が残っていると考えられる。引き続き地上デジタルテレビ放送の普及状況について注視するとともに、地方公共団体の視点及び立場から、必要に応じて、関係者に対する提言等を実施していく。

X 社団法人デジタル放送推進協会(Dpa)

- 1. Dpaは、地上デジタルテレビ放送への円滑な移行と安定的な運用を図るため、普及推進の中核として、地上デジタルテレビ放送及びその受信の普及促進、放送エリア情報の周知・広報、国民視聴者からの問い合わせや質問に答える視聴者対応、地上デジタルテレビ放送に関する調査・研究、送・受信技術に関する規格化の推進、エンジニアリングサービスの運用、放送番組の著作権保護に関する関係事業者との連絡、調整、契約に関する業務などに引き続き積極的に取り組む。
- 2. 普及促進業務については、2011年7月の地上デジタルテレビ放送への全面移行に向けて、「アナログテレビ放送終了の周知徹底」と「デジタルテレビ放送の普及促進」を大きな柱に据えて、可能な限りの周知広報・普及促進事業を展開する。周知・広報にあたっては、特に居住形態や受信形態ごとにデジタル放送を受信するために必要な対応が異なることを踏まえて、デジタル受信機購入、アンテナ交換・改修、共聴施設改修等、具体的に必要な対応を視聴者に周知・広報することに努める。

とりわけ2008年中に、地上デジタル受信機器の世帯普及率50%突破を目指して、普及促進の各種施策を実施する原動力となる。

- 3. 活動に当たっては、NHK、民放等の放送事業者、ケーブルテレビ事業者、受信機メーカー、および販売店などの流通、国や地方公共団体等と密接に連携するとともに、当全国会議、「全国地上デジタル放送推進協議会」等デジタルテレビ放送の普及推進を目的とした関係団体とも連携を強化し、普及推進の中心的な役割を担うこととする(別添資料5「地上デジタルテレビ放送関連団体の役割等」参照)。
- 4. 受信機器の機能に関する視聴者のニーズに応えるため、多様な形態・機能を有する様々なタイプの機器が、今後、登場することが予想される。購入者が、受信機器の様々な機能について十分な理解をした上で購入できるように、受信機メーカー、販売店等と連携して、引き続き、簡易な機能表示の方法などを検討する。

資 料

2011年に地上デジタルテレビ放送への完全移行を 確実に実施する決意の表明

(「デジタル放送推進のための行動計画(第8次)」策定にあたって)

地上テレビ放送のデジタル化は、周波数の有効利用、高度なサービス実現、国際競争力の強化、新規ビジネス・雇用創出等の観点から、国民全体の利益を向上させるものであり、国をあげて取り組むべき課題である。

2003年12月の放送開始以降、地上デジタルテレビ放送 は順調に普及しているが、アナログ放送を終了し、地上デジタ ル放送に完全移行するためには、残る期間が3年8ヶ月を切っ た今、さらに、送信側及び受信側のあらゆる課題を解決すべく、 万全の取組を行う必要がある。

地上デジタルテレビ放送に関わる全ての関係者は、このような認識を共有し、自らの役割を着実に果たすとともに、国民一人一人がデジタル化の意義・必要性・必要な対応を認識し、理解し、行動するための環境整備に努めることにより、地上放送の円滑な完全デジタル化を実現させなくてはならない。

ここに、この「デジタル放送推進のための行動計画(第8次)」の策定に参加する関係者が一丸となって、2011年7月までにアナログ放送が確実に終了し、完全デジタル化ができるよう、全力で取り組むことを決意し、表明する。

2007年11月30日 地上デジタル推進全国会議

受信形態別の周知・働きかけの方法と費用負担のイメージ

	受信形態				
	戸建て住宅(直接受信)	集合住宅共聴施設	都市受信障害対策共聴施設	辺地共聴施設	ケーブルテレビ
世帯数 (施設数)	2,000万世帯程度	約770万世帯 (約52万棟)	約670万世帯 (約5万施設)	約160万世帯 (約2万施設)	約2, 150万世帯
施設のデ	宅内改修(アンテナ、ブース	共聴施設改修(アンテナ、ブースター、分配器、ケーブル等の交換)が必要な場合があり、			地上デジタルテレビ放送の再
ジタル化	ター、分配器、ケーブル等の	改修の際には、改修工事の他、各共聴施設毎に下欄のような対応等が必要になる。			送信サービスへの加入(ST
	交換)が必要な場合がある。	また、施設の規模により、デジ	また、施設の規模により、デジタル放送の再送信同意の申請が必要な場合がある。		
			改修方法の決定(デジタル		がある。
			化改修、個別受信等の選		
		ジタル化改修の合意が必	1	聴新設等の選択)が必要。	
		要。	受信障害の原因物所有者と		
			住民との改修費用の負担調	ジタル電波を受信できない	
			整が必要。	場合は受信点移設が必要。	
	放送事業者のスポット・テレビ	番組、総務省・Dpa のパンフレッ	ル、地方公共団体の広報誌、D	pa の「地デジキャラバン」等を追	通じて周知。
周知・働き		国が業界団体等と連携して	国が業界団体等と連携して	NHK 共聴は、NHK が地元共	ケーブルテレビ事業者が加
かけ		施設設置者等に対し周知。	施設設置者等に対し周知。	聴組合に対し周知。	入者等に対し周知。
				自主共聴は、国が地方公共	
				団体等と連携して施設設置	
				者等に対し周知。	
	自己負担。	集合住宅の建物内改修は	受信障害が解消した場合	NHK 共聴は、NHK と視聴者	加入料・利用料等として視
		所有者負担。	は、左記「戸建て住宅」又は	等で費用負担。	聴者が負担。
			「集合住宅」と同じ。	自主共聴は、施設の設置管	一定の要件を満たすケーブ
費用負担			受信障害が解消されない場	理者(自治体又は共聴組	ル敷設等について、ケーブ
の基本的			合の共聴施設改修の費用	合)負担。視聴者負担が著	ルテレビ事業者に対して国
考え方			負担は、原因物所有者と視	しく過重となる場合は国が経	が補助。
			聴者の間で協議(その際の	費の一部を補助。	
			基本的考え方を総務省が提		
			示(2006年11月))。		

- (注1)各家庭内でデジタル放送視聴に必要な機器(デジタルテレビ等)は自己負担であるが、上表では省略している。
- (注2)都市受信障害対策共聴施設や辺地共聴施設等で受信している世帯でも、宅内改修が必要な場合があるが、上表では省略している。
- (注3)世帯数については、「ケーブルテレビ」により受信している「集合住宅」があるなど、重複がある。なお、「戸建て住宅(直接受信)」の世帯数は推計値である。

関係省庁による連携が必要と想定される課題の例

〇公共施設のデジタル化

※庁舎、学校、病院等において、デジタル受信機購入等(場合によってはアンテナ やケーブルの交換等)が必要

〇公共施設等による電波障害への対応

※公共施設等(電力施設、鉄道施設、空港施設等を含む)を原因とする電波障害対 策共聴施設について地域住民説明及び施設改修等が必要

〇廃棄・リサイクル対策

※デジタル放送移行に伴うアナログテレビの廃棄・リサイクルへの対応が必要

〇悪質商法対策

※デジタル放送移行の際に国民視聴者が悪質商法による被害を受けないよう対応 が必要

○国民視聴者に対する周知広報の充実

※国及び地方自治体による周知・広報に加えて、電機、流通、工事、建築物保守管理等の業界を通じて、デジタル対応のための機器購入・改修工事等に関する情報を国民視聴者に周知徹底

○経済弱者等への受信機普及

※現在アナログ放送を視聴しているが経済的理由等によりデジタル放送を視聴するための機器が購入できない世帯への受信機の普及

〇地上デジタル放送の有効活用

※防災、教育等の公共分野において有効活用が期待

等

出典:「デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議(第1回)」(平成19年9月26日開催) 内閣官房提出資料

第7次行動計画策定以降の取組と第8次行動計画策定以降の取組予定

2	\cap	\cap	6	年
_	u	u	n	4

12月 第7次行動計画策定

中継局ロードマップの更新 全都道府県で地上デジタルテレビ放送が開始

- 2007年
 - 2月 地上デジタル放送の普及促進のための周知・広報計画の策定
 - 3月 総務省「浸透度調査」の実施(世帯普及率28%)
 - 4月 デジタル中継局整備支援制度の創設(平成19年度予算) 辺地共聴施設整備支援制度の創設(平成19年度予算)
 - 5月 山間辺地で使用するギャップフィラーの技術基準を策定
 - 7月 NHK「第30回受信実態調査」の実施(世帯普及率34%)
 - 8月 情報通信審議会第4次中間答申
 - 9月 市町村別ロードマップの公表 総務省に「地上デジタル放送総合対策本部」設置 内閣官房に「デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議」 設置
 - 9月 デジタル中継局の開局数が1000局を超える。
 - 10月 山間辺地で使用するギャップフィラーの免許基準を策定(制度化完了)
 - 10月 地上デジタル放送補完再送信審査会で「地上デジタル放送 I P 再送信方 式審査ガイドライン」を公表
 - 11月 第8次行動計画策定
 - 12月 衛星によるセーフティネットの具体的方法案の公表
- 2008年
 - 2月目途 地上デジタル放送の普及促進のための周知・広報計画の改訂
 - 3月目途 総務省「浸透度調査」の実施
 - 3月目途 中継局ロードマップの見直し
 - 3月目途 「周知・広報計画」の改訂

春 デジタル中継局・辺地共聴施設整備支援制度(平成20年度予算)

- 5月末 第8次行動計画のフォローアップ
- 6月目途 市町村別ロードマップのフォローアップ デジタル・アナログ中継局対比表、デジタル中継局チャンネル予定表の公表
- 7月目途 NHK「第31回受信実態調査」の実施
- 8月まで 経済弱者への支援策案の公表 アナログ放送終了のための計画案の公表

地上デジタルテレビ放送関連団体の役割等

団体名	地上デジタル推進全国会議	全国地上デジタル放送	デジタル放送推進協会
(略称)	(全国会議)	推進協議会(全国協議会)	(Dpa)
設立年月	2003年5月	2001年7月	2007年4月※
法人格	任意団体	任意団体	社団法人
代表者	議長 山口 信夫 (日本商工会議所名誉会頭)	会長 河合 久光 ((株)静岡朝日テレビ 代表取締役社長)	理事長 間部 耕苹 (日本テレビ放送網 (株) 代表取締役相談役)
構成員	NHK 民放テレビ全127社 放送関連団体、メーカー 販売店、消費者団体 地方公共団体、経済団体 マスコミ、総務省等の代表	NHK 民放テレビ全127社 総務省	N H K 民放テレビ全 1 2 7 社 受信機メーカー 等
性格	各界のトップリーダーにより 構成され、地上デジタルテレビ 放送の普及に関し、分野横断 的かつ国民運動的に推進を図 るための組織	放送事業者と総務省により構成され、主にアナログ周波数変更対策、デジタルへの移行に伴う諸課題についての検討を行うための組織	放送事業者、メーカー等により構成され、地上デジタル及びBSデジタル放送の普及並びにこれらに関する事業を実施することにより、アナログ放送からデジタル放送への円滑な移行を図る等のための組織
役 割	○「デジタル放送推進のための行動計画」の改訂・フォローアップ ○「地上デジタル放送の普及促進のための周知・広報計画」の改訂・フォローアップ ○受信機の普及方策の検討、普及計画のフォローアップ ○その他デジタルテレビ放送の普及促進に関する各分野における検討	〇アナログ周波数変更対策の進め方についての制度的・技術的検討 〇デジタルテレビ放送の進め方についての制度的・技術的検討 〇放送事業者が行う周知広報の取組について検討 ※検討結果を必要に応じて本行動計画にも反映	〇地上デジタルテレビジョン放送 及びBSデジタル放送並びにそれらの受信の普及促進 〇地上デジタルテレビジョン放送 及びBSデジタル放送に関する 調査・研究 〇地上デジタルテレビジョン放 送及びBSデジタル放送の送・受 信技術に関する規格化の推進
組織等	総会 幹事会 企画運営分科会 ・逆算アドホック ・PRアドホック	総会運営委員会 技術部会 対策部会 総合推進部会	総 会 理事会 理事会 ・

^{※ (}社)地上デジタル放送推進協会(2003年設立)と(社)BSデジタル放送推進協会(1991年設立)が統合。